

重要事項説明書サービス

(訪問介護サービス)

「訪問介護サービス」の提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コーポあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	小牧市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2025年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	6 名	常勤 1 名 非常勤 6 名 介護福祉士（3 名）、介護職員初任者研修修了（2 名）、ホームヘルパー 2 級（2 名）
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12月 29 日～1月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算Ⅱ（10%）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * **初回加算**・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * **緊急時訪問介護加算**・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

- * **初回加算**・・・新規に介護予防専門型サービス計画書を作成した利用者に対しての加算200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
- *公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。 当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コーポあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
大口町 健康生きがい課	0587-94-0051
扶桑町 介護健康課	0587-93-1111

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者(管理者・黒田幸)
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返しを行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。

- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索 「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護・訪問介護相当サービス)

「訪問介護サービス」・「訪問介護相当サービス」の提供開始に当り、厚生労働省令37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	copeあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄2018番地の2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・訪問介護相当サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	犬山市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合copeあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2025年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3名	常勤：介護福祉士 3名
訪問介護員	7名	常勤 1名 非常勤 6名 介護福祉士（3名）、介護職員初任者研修修了（2名）、ホームヘルパー2級（2名）
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時30分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算II（10%）

介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * 緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援2	3,727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・新規に訪問介護相当サービス計画書を作成した利用者に対しての加算
200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。 当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コーポあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
犬山市 健康福祉部 高齢者支援課	0568-44-0325

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コーポあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コーポあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

　虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があつた際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

(1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索 「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護・訪問介護相当サービス)

「訪問介護サービス」・「訪問型サービス現行相当計画」の提供開始に当り、厚生労働省令37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	copeあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄2018番地の2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・訪問介護相当サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	江南市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合copeあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 {2025年4月1日現在}

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3名	常勤：介護福祉士 3名
訪問介護員	7名	常勤 1名 非常勤 7名 介護福祉士（3名）、介護職員初任者研修修了（2名）、ホームヘルパー2級（2名）
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時30分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1, 790円
45分以上	220	2, 220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1, 630円
20分～30分未満	244	2, 440円
30分～1時間未満	387	3, 870円
1時間～1時間30分未満	567	5, 670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算Ⅱ（10%）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * 緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2, 349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3, 727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・新規に訪問介護相当サービス計画書を作成した利用者に対しての加算

200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。 当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コーポあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
江南市 高齢者生きがい課	0587-54-1111

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コーポあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コーポあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

　虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があつた際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

(1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索 「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護・介護予防訪問型サービス)

「訪問介護サービス」・「介護予防訪問型サービス」の提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020 ※介護予防訪問型サービス 23A3800050
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・介護予防訪問型サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	小牧市、春日井市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2025 年 4 月 1 日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	7 名	常勤 1 名 非常勤 6 名 介護福祉士（3 名）、介護職員初任者研修修了（2 名）、ホームヘルパー 2 級（2 名）
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算II（10%）

介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(介護保険適用分)

① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。

② サービス提供責任者の労力に着目した評価

* 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）

* 緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3,727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・新規に介護予防専門型サービス計画書を作成した利用者に対しての加算
200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。 当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいたしかねない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コーポあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
小牧市役所 介護保険課	0568-76-1153
春日井市 介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	0568-85-6921

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

○コーポあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コーポあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

　虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があつた際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

(1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

(2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。

- (3) 解決しがたい要求を繰り返しを行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 介護事業所検索 「介護サービス情報公表システム」](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php)

検索



生活協同組合コープあいち 訪問介護サービス契約書

[
様]（以下、利用者といいます）と生活協同組合コープあいち福祉サービス小牧（以下、事業者といいます）は、事業者が利用者に対して行なう訪問介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的と内容）

- 事業者は、介護保険などの関係法令およびこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。
- 利用者は、事業者からのサービス提供を受けたときは、事業者に対して、添付「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約期間は_____年_____月_____日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約期間満了日の2ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出が無い場合、この契約は自動更新されるものとし、契約期間満了日以降も同様とします。

第3条（個別サービス計画等）

- 事業者は、利用者の日常生活の状況およびその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って必要となる「訪問介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問介護計画」を作成した場合は、利用者に説明の上、提出します。
- 事業者は、利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合でも、「訪問介護計画」の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、「訪問介護計画」について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、利用者がサービス内容の提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行います。
- 事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行ないます。
- 通院等にかかるサービス内においての、保険摘要外となる時間につきましては、別途、「介護保険外サービス契約書」の「サービス料金表」に基づいてサービス料金を請求い

たします。

7. 訪問介護員の交替等

- ① この契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護に従事し、介護・生活援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- ② この契約において「サービス従事者」とは訪問介護員、保健師、看護師等、事業者が訪問介護を提供するために使用する者をいうものとします。
- ③ 利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
- ④ 事業者は、訪問介護員の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第4条 (サービス提供の記録等)

1. 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「介護記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受ける事とします。
2. 事業者は、「介護記録書」等の記録を第6条の契約終了日から5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

第5条 (利用者負担金の支払及びその滞納措置)

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められるものである為、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の金額が適用されます。
2. 事業者は、月ごと（1日から月末日まで）を単位とし、利用月の翌月20日までに、利用明細書及び請求書を作成し、利用者に通知します。
3. 利用者は、通知に基づき、あらかじめ指定した方法によって、遅滞なく、月ごとの利用者負担金を支払います。
4. 利用者が正当な理由無く事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解約する旨の催告をする事ができます。
5. 前項の催告をしたときは、事業者は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した介護支援専門員と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、「訪問介護計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行なうものとします。

第6条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れる事により、利用者が希望する日をもって、この契約を解約することができます。
2. 利用者は、前記の規定に関わらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約することができます。この場合、事業者は「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した居宅介護支援専門員にその旨を連絡します。
4. 事業者は、利用者またはその家族が訪問介護員などに対して、信頼関係を破壊する行為を行なった場合、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡、または、身体障害者養護施設に入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合。

第7条（秘密保持）

1. 事業者、サービス提供責任者、及び事業者の使用する者（訪問介護員）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
3. 第1項の規定に関わらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第8条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスにあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

1. 医療行為
2. 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
3. 利用者の家族等に対する訪問介護・介護予防専門型サービスの提供
4. 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行なう喫煙
5. 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動

6. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第9条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

第10条（苦情対応）

- 利用者は、事業所が提供した訪問介護サービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村、または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 事業者は、苦情対応の窓口責任者とその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 事業者は、利用者が苦情申し立てなどを行なった事を理由に何らかの不利な扱いをする事はありません。

第11条（身分証携行義務）

サービス提供責任者及び訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第12条（信義誠実の原則）

- 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- この契約に定めの無い事項については、介護保険に関する法令その他 諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第13条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とする事をあらかじめ合意します。

上記契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ、保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者名

利用者

住所	
氏名	印

署名代行

(私は、本人の意思を確認しました。本人が署名できないため、代行して署名しました。)

住所		
氏名	印	本人との続柄

事業者

指定事業所番号	2373802020	
住所	〒485-0821 愛知県小牧市大字本庄2018番地の2	
名称	コープあいち福祉サービス小牧	
管理者	黒田 幸	印

重要事項説明書サービス

(訪問介護サービス)

「訪問介護サービス」の提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コーポあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	小牧市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2025年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	6 名	常勤 1 名 非常勤 6 名 介護福祉士（3 名）、介護職員初任者研修修了（2 名）、ホームヘルパー 2 級（2 名）
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12月 29 日～1月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算II（10%）

介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * **初回加算**・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * **緊急時訪問介護加算**・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

- * **初回加算**・・・新規に介護予防専門型サービス計画書を作成した利用者に対しての加算200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
- *公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。 当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コーポあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
大口町 健康生きがい課	0587-94-0051
扶桑町 介護健康課	0587-93-1111

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者(管理者・黒田幸)
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返しを行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。

- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索 「介護サービス情報公表システム」

検索

